



第3期
一宮市障害福祉計画

【概要版】



平成24年3月
一宮市

計画策定の目的・期間

本計画は、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの具体的な数値目標とその達成方策等を示すものです。

障害者自立支援法をめぐっては、平成25年8月を目途に新たな法律への移行がめざされていますが、その改正内容が明確化していないため、本計画は、現行制度を基本に策定します。

計画期間は、平成24～26年度の3年間です。

制度改正の動向

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(障害者自立支援法等改正法)が成立し、平成22年12月及び平成23年10月に一部施行、平成24年4月に全面施行となっています。

本計画は、「利用者負担の見直し」(応能負担を原則に)、「相談支援体制の充実」など、この障害者自立支援法等改正法の内容を反映して策定しています。

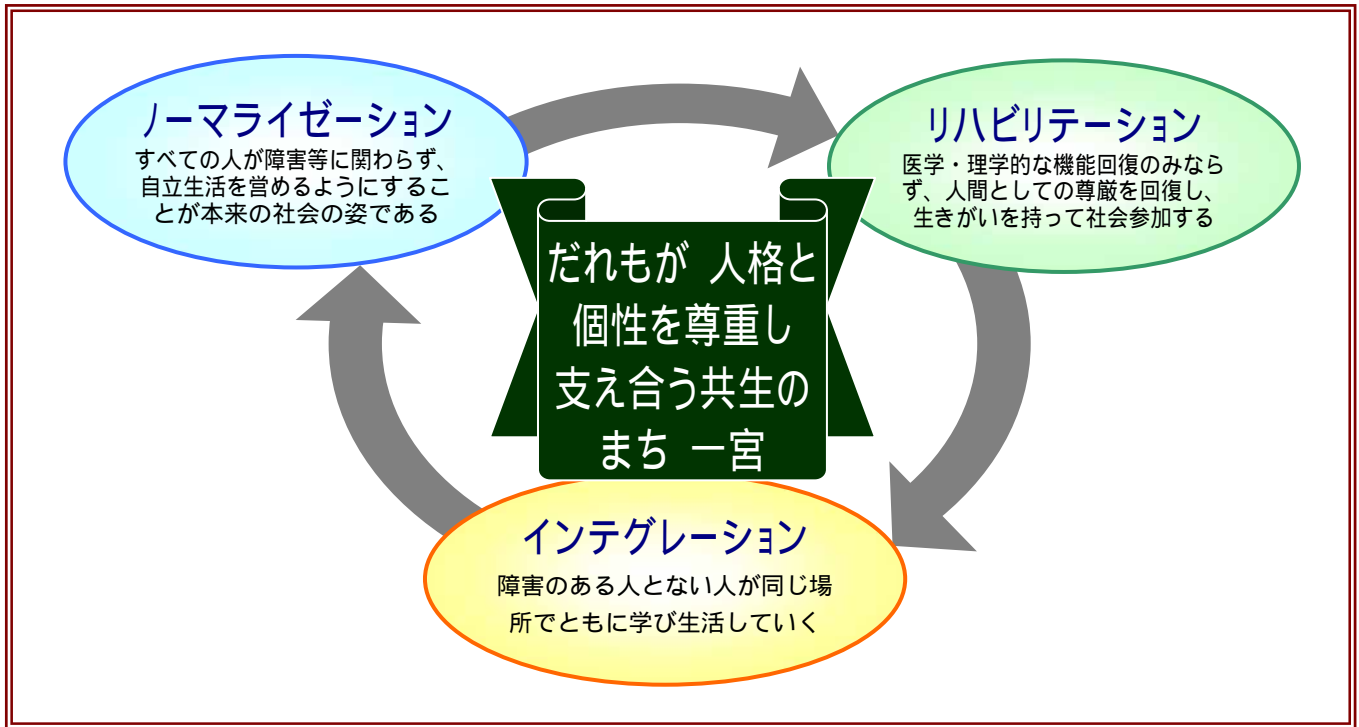
障害者自立支援法等改正法の概要

項目	内容	施行日
利用者負担の見直し	<ul style="list-style-type: none">・利用者負担について、応能負担を原則に・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	平成24年 4月1日
障害者の範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none">・発達障害が法の対象となることを明確化	平成22年 12月10日
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・「計画相談支援」の制度化、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、自立支援協議会を法律上の位置付け、市町村での基幹相談支援センターの設置	平成24年 4月1日
障害児支援の強化 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none">・障害種別等で分かれている施設の一元化(障害児通所支援・障害児入所支援)・通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行・障害児施設、児童デイサービスが廃止され、児童発達支援センター(医療型・福祉型)、児童発達支援事業(医療型・福祉型)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設	平成24年 4月1日
地域における自立した生活のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・グループホーム・ケアホーム利用の際の家賃助成の創設・地域生活支援事業の移動支援のうち、重度の視覚障害者へのサービスを同行援護として自立支援給付へ移行	平成23年 10月1日

基本理念

本計画では、障害者施策を推進していくための基本理念を、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「インテグレーション」、そしてそれらを包括した「だれもが 人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮」と定めます。

基本理念



地域生活移行と就労支援の数値目標

平成26年度末時点の地域生活移行と就労支援の数値目標を以下の通り設定します。

	第1期計画策定当初		最新の実績値		平成26年度目標
1 福祉施設入所者	282人 平成17年10月時点	➡	252人 平成23年4月時点	➡	240人
2 福祉施設から一般就労への移行した障害者	4人 平成17年度年間実績	➡	11人 平成22年度年間実績	➡	16人

3つの重点戦略

本計画では、一宮市が地域の事業所や市民との協働により実施する以下の「3つの重点戦略」を定めます。

1 相談支援体制の強化

障害者一人ひとりに対するきめ細かな相談とケアマネジメントの推進

基幹型相談支援センターの設置の検討

障害者自立支援協議会を通じた相談ネットワークの構築

公的な成年後見センターの設置の研究



2 自立して生活できる住まいの確保

グループホーム等の整備・運営に関する市独自の支援制度を導入

医療的ケアが必要な障害者の在宅療養支援の研究

住居や保証人の紹介支援を行う「居住サポート事業」の実施に向けた検討

公営住宅のグループホームやケアホームとしての活用可能性の研究



3 児童発達支援体制の強化

療育サポートプラザや障害児相談支援事業所での相談体制の充実

「療育サポートブック」をもとにした一人ひとりのきめ細かな児童発達支援ネットワークづくり

児童発達支援に携わる専門職の情報交換・共有の機会の拡大、専門研修の受講の支援

医療的な療育・リハビリが身近な地域で受けられる体制づくりの研究



計画対象者数の見込み

平成26年度末時点の身体障害者、知的障害者、精神障害者の人数を以下の通り見込みます。

身体障害者手帳保持者：約13,800人 療育手帳保持者：約2,600人 自立支援医療（精神通院）利用者：約6,000人

なお、発達障害や高次脳機能障害の方で障害者手帳を持っていない方も障害者自立支援法上のサービスの対象者に含まれます。

主なサービスのサービス量見込み

1 在宅生活への支援

在宅生活を支援するため、居宅介護や短期入所などを提供します。

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成18年度	平成23年度	平成26年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	人/月	256	460	524
	時間/月	5,329	9,410	10,729
移動支援事業（地）	時間/月	1,091	1,727	1,969
短期入所	人/月	78	114	147
	人日/月	469	708	915
計画相談支援	人/月	0	14	100
手話通訳奉仕員等の派遣（地） （コミュニケーション支援事業）	人/年	132	151	160

（地）は、地域の特性に応じ、市町村が柔軟にサービスを提供する「地域生活支援事業」です。

〔提供体制の確保策〕（抜粋）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援については、県などと連携し、研修等の実施やその受講支援等を通じてヘルパーの質・量の向上を図り、既存の事業所のヘルパー人員の強化や、新規事業参入を促進していきます。

短期入所については、在宅移行の進展や需要の拡大にあわせ、提供体制の充実を促進していきます。特に、常時医療的ケア、重度の自閉症の方など、様々な個別ニーズに沿った受け入れに対応していくための支援について検討していきます。

計画相談支援については、県等と連携しながら、相談支援専門員の育成等に努めます。

2 日中活動への支援

自立と社会経済活動への参加に向け、日中に通所し、必要な支援を受けながら、訓練や作業、福祉的就労等を行うサービスです。

(1) 介護・見守りサービス

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
生活介護	人/月	94	708	808
	人日/月	1,320	14,661	16,716
療養介護	人/月	0	0	24
日中一時支援事業(地)	回/月	935	1,590	1,813

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

生活介護については、各事業所でのきめ細かなサービスの展開と、定員増や施設の新設を働きかけていきます。

療養介護は、重症心身障害児施設の18歳以上の利用者に対し、平成24年度から、障害者自立支援法の療養介護が提供されるため、その利用を見込みます。

日中一時支援事業については、現行の実施事業所の提供体制を確保するとともに、新規事業参入を促進していきます。

(2) 生活自立に向けたリハビリテーションサービス

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	1	1
	人日/月	0	22	22
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	3	5
	人日/月	0	66	110
児童発達支援・放課後等デイサービス(旧児童デイサービス)	人/月	205	511	614
	人日/月	1,705	3,164	4,087

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

児童デイサービスは、平成24年度から児童福祉法上の児童発達支援・放課後等デイサービスに移行します。現行の実施事業所の定員増や施設の新設を働きかけるとともに、市内各事業所職員への研修の実施や、療育や障害者問題に関する事業所どうしの情報交換の場の提供などを通じて、サービスの質の一層の向上を図ります。

(3) 就労訓練・福祉的就労サービス

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
就労移行支援	人/月	18	57	74
	人日/月	303	1,045	1,387
就労継続支援 A	人/月	0	46	61
	人日/月	0	963	1,293
就労継続支援 B	人/月	0	196	206
	人日/月	0	4,213	4,413
地域活動支援センター事業(地)	人日/月	256	1,700	1,938

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

就労系サービスについては、各事業所や県、ハローワーク、尾張西部障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、当該サービスの実施を促進するとともに、地域の企業への積極的な啓発活動等に努めます。

3 居住の場への支援

障害者に住まいを提供し、介護・見守りなど日常生活上の支援を行うサービスです。

〔サービス量見込み〕

種別	単位	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
施設入所支援	人/月	4	245	240
共同生活援助(グループホーム)・ 共同生活介護(ケアホーム)	人/月	25	110	170

〔提供体制の確保策〕(抜粋)

施設入所者の地域生活移行の促進に努めます。

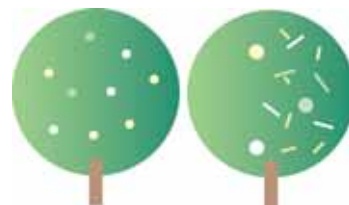
グループホーム・ケアホームについては、施設入所支援利用者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。



円滑な推進に向けた方策

本計画の円滑な推進に向けて、障害者自立支援協議会において本計画の進捗状況の評価や福祉課題の検討などを行うなど、以下の5点に取り組みます。

- 1 適切なケアマネジメントの実施
- 2 低所得者に配慮した負担軽減
- 3 サービスの質の向上と人材確保への支援の強化
- 4 権利擁護の推進
- 5 障害者自立支援協議会の円滑な運営



相談窓口

名称	対象・相談内容	住所	電話	ファックス
一宮市福祉事務所	障害児・者	本町2-5-6 一宮市役所内	28-8100	73-9124
一宮市障害者相談支援センター「あすか」	障害児・者	千秋町一色字東出26 障害者支援施設「あすか」内	81-7260	75-4682
一宮市障害者相談支援センター「ゆんたく」	障害児・者	北丹町2 療育サポートプラザ内	64-5882	28-8188
一宮市障害者相談支援センター「いまいせ」	障害児・者	今伊勢町宮後字郷中茶原30 いまいせ心療センター内	45-1120	45-1120
一宮市障害者相談支援センター「ピース」	障害児・者	新生2-5-2 シャトレシンセイ207号	46-5009	52-5466
一宮市障害者相談支援センター「夢うさぎ」	障害児・者	木曽川町外割田字西郷西151 きそがわ作業所隣接	86-4003	87-7194
一宮市障害者相談支援センター「いちのみや」	障害児・者	東五城字備前12(尾西庁舎) 社会福祉協議会尾西支部内	62-8678	63-4802
一宮保健所	精神障害・メンタルヘルス相談 自殺、ひきこもり	古金町1-3	72-0321	24-9325
一宮児童相談センター	児童・障害児 (重症心身障害者を含む)	昭和1-11-11	45-1558	45-1560
ハローワーカー宮	障害者の就労	八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内	45-2048	46-2179

第3期 一宮市障害福祉計画 < 概要版 >

発行：一宮市福祉こども部福祉課
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
TEL：0586-28-9134 FAX：0586-73-9124
E-Mail：fukushi@city.ichinomiya.lg.jp

